

事業所名	こどもデイサービス ダンボ	支援プログラム	作成日	2025 年 3 月 10 日
法人（事業所）理念	利用される方々の意思を尊重し、一人ひとりの望む暮らしができ、生き活きと充実した生活が送れるように支援します。			
支援方針	1 障がいの特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供 2 合理的配慮の提供 3 家族支援の提供 4 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進 5 事業所や関係機関との連携した切れ目ない支援の提供			
営業時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで	送迎実施の有無	あり なし	
支 援 内 容				
本人支援	健康・生活	<p>(a) 健康状態の把握 利用時に、健康状態のチェックと必要な対応を実施していく。子どもの障がいの特性に合わせて保護者もしくは学校等の支援者に対して口頭で心身の状況を確認していく。また、利用中に体調の変化がある場合には適切な対処（例：医療機関への受診、保護者への状況の報告など）を行っていく。</p> <p>(b) 健康の増進 長時間の利用となる場合には、昼食を利用し食育を実践していく。なお、子どもの障がい特性として、口腔内機能・感覚等に配慮することや、摂食時の姿勢の調整および自動具等に関する支援を行っていく。また、家庭での食事に関する専門職（言語聴覚士、作業療法士等）が適時必要な評価を実施し支援の提案を行っていく。</p> <p>(c) リハビリテーションの実施 言語聴覚士、作業療法士などの医療的な専門職が子どもの障がい特性に応じて必要な個別のリハビリテーションを提供していく。</p> <p>(d) 基本的な生活スキルの獲得 食事、衣類の着脱、排泄、身なりを整える等の生活を営む上で必要となる基本的技能の習得に対して、一対一での対応を基本とし視覚情報の提示（例：イラストなど）など子どもの障がい特性に合わせた支援を実践していく。</p> <p>(e) 構造化等により生活環境を整える TEACCHプログラムを参考に子どもの特性に合わせた環境面からのアプローチを実践していく。</p>		
	運動・感覚	<p>(a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 専門職（作業療法士など）が一人一人の子どもの適切に評価し、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化などに関する支援内容を立案し実践していく。なお、長時間利用などの際には地域の環境資源として体育館や室内競技場などを積極的に活用していく。</p> <p>(b) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 専門職（作業療法士など）が一人一人の子どもの適切に評価し、姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合があれば、様々な補助用具等の補助手段を活用し支援していく。なお、補助用具の申請などの手続きに関しては、相談員や地域福祉課と連携をしていく。</p> <p>(c) 身体の移動能力の向上 子どもの障がい特性に合わせて自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など日常生活に必要な移動能力の向上のために運動に関する支援プログラム（例：サーキット、ボール遊び、鬼ごっこなど）を実施していく。</p> <p>(d) 保有する感覚の活用 専門職（作業療法士等）が適切に評価を行い、子どもの発達段階及び特性に配慮した視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるような遊び（新聞遊び、ボールプール、トランポリン等）を実践していく。</p> <p>(e) 感覚の補助及び代行手段の活用 保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるように支援する。</p> <p>(f) 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応 専門職（作業療法士など）が適切に評価を行い、感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の提案及び支援を行う。</p>		
	認知・行動	<p>(a) 感覚や認知の活用 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促すために制作活動（例：折り紙など）や身体遊び（平均台など）を学習プログラムとして取り入れていく。</p> <p>(b) 知覚から行動への認知過程の発達 専門職（言語聴覚士など）が、環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程を適切に評価し、子どもの特性に合った環境調整ならびに関わり方に関する支援を実践していく。</p> <p>(c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるように机上であれば認知教材（型はめ等）を活用し取り組んでいく。</p> <p>(d) 数量、大小、色等の習得 日常生活場面での活動（食事や衣服の着脱など）を通じて、子どもの発達段階に対応した数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための具体的な働きかけ（例：声掛けなど）を日常生活の中で行う。</p> <p>(e) 認知の偏りへの対応 専門職（作業療法士など）が一人一人の子どもの適切に評価し、認知の特性を把握し情報を適切に処理できるような環境調整や支援者の関わり方の指導や調整を行っていく。また、保護者に対しても認知の偏り等の個々の特性に関する情報を伝えこたわりや偏食等に対する家庭での具体的な支援を提案していく。</p> <p>(f) 行動障がいへの予防及び対応 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障がいに対して事前に環境調整など予防策を講じ、適切行動の獲得に向けた適切な支援を行う。</p>		
	言語・コミュニケーション	<p>(a) 言語の形成と活用 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援プログラムを立案し実践していく。</p> <p>(b) 受容言語と表出言語の支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、子どもの発達段階に応じた話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。</p> <p>(c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。</p> <p>(d) 指差し、身振り、サイン等の活用 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、子どもの発達段階に対応するコミュニケーション手段（例：指差し、身振り、サイン等）を選定し、環境の理解と意思の伝達ができる機会を積み重ねていけるように環境及び関わり方の調整を実施していく。</p> <p>(e) 読み書き能力の向上のための支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、障がいの特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。</p> <p>(f) コミュニケーション機器の活用 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。</p> <p>(g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p>		
	人間関係・社会性	<p>(a) アタッチメント（愛着行動）の形成 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を実践していく。</p> <p>(b) 模倣行動の支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを促していく環境調整並びに関わりを実践していく。</p> <p>(c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、子どもの発達段階に応じた感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びの環境を整え、その上で、次の発達段階として見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びへ促すための関わり方を提案し支援者が実践していく中で、徐々に社会性の発達を支援する。</p> <p>(d) 一人遊びから協同遊びへの支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、発達段階に応じた支援者の関わり方を提案し、周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊び、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びといったスモールステップでの遊びの育ちを促し社会性の発達を支援する。</p> <p>(e) 自己の理解とコントロールのための支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、子どもの発達段階に応じた支援者の関わり方を提案し、大人を介して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるようになるための支援を実践していく。</p> <p>(f) 集団への参加への支援 職員が一人一人の子どもの適切に評価し、子どもの発達段階や特性に応じた環境調整並びに関わり方の提案を行い、子ども自らが自発的に集団に参加し手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援していく。</p>		
家族支援	障がいのある子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本とし、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、障がいがあっても子どもの育ちを支えていける気持ちが持てるようになるまでの過程において、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら子どもの発達支援に沿った支援を行う。	移行支援	地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考えに立ち、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障がいのある子どもに対する移行支援を行い、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくための支援を行う。	
地域支援・地域連携	障がいのある子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関との関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための支援を行う。	職員の質の向上	安全計画研修、食中毒・熱中症予防研修、業務継続計画研修（自然災害、感染症）、虐待防止・身体拘束研修、人権（差別解消等）研修、ヒヤリハット・事故報告の検証、分析、見直し	
主な行事等	芋植え会・芋掘り会、チャレンジ陸上記録会、陸上教室、交通安全教室、ゆうあいスポーツ大会、七夕、夏祭り、なごみ園祭、ハロウィンパーティー、クリスマス会、社会体験等			